

保育所等を利用する多子世帯への支援について

1. 概要

保育所等を利用する多子世帯の経済的負担を軽減するため、保護者負担額の軽減や利用料の補助等の支援を実施する。

2. 支援の内容

- (1) 認可保育所、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所、家庭的保育事業等
【0歳から2歳までの保育料】

	現状	支援実施後
第2子	保護者負担 1 / 2	保護者負担なし
第3子以降	保護者負担なし	

- (2) 認証保育所、認可外保育施設

	現状	支援実施後
第2子保育料 助成額の上限	月額 54,000円	月額 67,000円
第3子以降保育料 助成額の上限	月額 67,000円	

※認可外保育施設は、指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設が対象

- (3) 私立幼稚園

ア. 預かり保育利用料に対する補助

対象	補助の内容
第2子以降の満3歳児を 有する課税世帯	対象園児一人当たり 月額 16,300円を上限に補助

イ. 多子計算に係る年齢制限の緩和

【園児保護者負担軽減事業費補助金、園児保護者補助金】

	現状	緩和後
補助額の算出方法	小学校3年生までの兄・ 姉を有する幼児を多子計算 し補助額を算出	年齢を問わず、保護者と 生計を一にする兄・姉等を 有する幼児を多子計算し補 助額を算出

(4) 児童発達支援事業所等 (※)

	現状	支援実施後
第2子	5 / 100	利用者負担なし
第3子以降	利用者負担なし (一部対象外の世帯あり)	利用者負担なし

※児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を利用する0歳～2歳の児童

3. 実施時期

令和5年4月から実施

4. 補正予算額

歳入 △45,118千円

歳出 40,908千円